

写

北労発基 0821 第 1 号
令和 6 年 8 月 21 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

厚生労働省
北海道労働局長 三富 則江

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」から、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。